

花巻市市民参画条例(素案)に関するパブリックコメントを実施します

【問い合わせ】
本館地域づくり課
(☎41-3514)

市では、市民の皆さんが主体的にまちづくりに参加するためのルールなどを具体的に定める、花巻市市民参画条例の制定を予定しています。

その素案についてパブリックコメント(※)を実施し、市民の皆さんから広くご意見を募集します。

■期間 5月10日(水)～6月8日(木)

■公表方法 本館地域づくり課、本館総務課、各総合支所地域づくり係、花巻保健センター、まなび学園、各振興センター、各図書館に備え付けるほか、市ホームページに掲載

■閲覧資料

- 花巻市市民参画条例(素案)
- 花巻市市民参画条例施行規則(素案)

■意見の提出方法 ①住所②氏名③電話番号
④意見を明記の上、持参、郵送、ファクス、

メールのいずれかで下記へ

■意見に対する回答 いただいた意見の概要および意見に対する市の考え方は、個人情報に配慮した上で、市ホームページなどで公表します

■問い合わせ・提出 本館地域づくり課
(〒025-8601 花巻市9-30 ☎41-3514 FAX24-0259 ✉chishin@city.hanamaki.iwate.jp)

***パブリックコメントとは**

市の計画案などを公表して市民に意見を求め、そこで出された意見などを考慮して計画などを決定するとともに、意見などに対する市の考え方を公表する方法です。



ツキノワグマの出没に注意しましょう



春は山菜採りなどで人が山林に入る機会が増えるほか、冬眠から目覚めたクマが餌を探して人里周辺へ下りてくることがあり、予期せずクマと遭遇し被害に遭う危険性が高まります。クマに遭わないために次のことを心掛け、被害を防止しましょう。

■クマに遭わない工夫

- クマの行動が活発な朝夕や霧が出ているときは特に注意する
- 単独行動は避け、2人以上で行動する
- 笛、鈴、ラジオなど音のする物を身に付け、人の存在を知らせる
- 時々辺りに注意を払い、クマのふんや足跡を見つけたらすぐに引き返す
- 子グマを見つけたら、そっと立ち去る(近くに親グマがいる場合があり危険)

■もしクマに遭ってしまったら

- 急に立ち上がったたり、大声を出したり、物

を投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりはクマを刺激してしまうので、しない

- 急な突進に備えて、木や岩を盾にしながら、クマの動きをよく見てゆっくり後退する
- クマ撃退スプレーは、風向きや射程距離、噴射持続時間に注意して使用する

■クマを引き寄せないために

- 人家の周りに生ごみなどを捨てない
- 農作物を早めに収穫し、その残りを放置しない
- 山やキャンプなどで出たごみは持ち帰る
- 墓地のお供え物は持ち帰る

【問い合わせ】
▷農村林務課(☎23-1400)▷各総合支所産業係(大迫☎41-3122、石鳥谷☎41-3442、東和☎41-6512)▷県南広域振興局花巻保健福祉環境センター(☎41-5405)▷花巻警察署(☎23-0110)

3 乳幼児(生後6カ月～4歳)の初回(1～3回目)接種

乳幼児の初回接種(1～3回目接種)では、ファイザー社の乳幼児用ワクチンを使用します。令和6年3月31日まで接種することができます(4月24日時点)ので、下記①～③のい

ずれかにより、予約手続きをお願いします。なお、事情により2・3回目接種ができなかった人は、市コールセンター(☎0120-383-225)に日程をご相談ください。

4 ワクチン接種の予約方法

①市コールセンター

☎0120-383-225[毎日(午前8時30分～午後5時15分)、土・日曜日、祝日含む]

②専用ウェブサイト

専用ウェブサイト(https://g032051.vc.liny.jp)



専用ウェブサイト

③LINE(ライン)アプリ

LINE(ライン)アプリ(https://covid19.liny.jp/032051)



LINE

新型コロナワクチン接種を希望する5～64歳で基礎疾患のある人は届け出をお願いします

基礎疾患のある人で、これまでの新型コロナワクチン接種において基礎疾患を有することの届け出をしたことがない人は、市コールセンター(☎0120-383-225)または市ホームページ内の接種申請フォームから届け出をお願いします。

5～17歳の人の基礎疾患の要件

*5～17歳の人の基礎疾患の要件の詳細や基礎疾患を有することの届け出の申請フォームは、市ホームページをご覧ください



18～64歳の人の基礎疾患の要件

*18～64歳の人の基礎疾患の要件の詳細や基礎疾患を有することの届け出の申請フォームは、市ホームページをご覧ください



5月8日から5類移行に伴い制度が変わります

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から感染症法上の位置付けが現在の2類から季節性インフルエンザと同様の5類に移行しま

す。5類移行に伴う主な変更点などは以下のとおりです。



	実施事項	主な内容など
5月8日から変更となるもの	感染後の療養期間の短縮	現在の「発症翌日から7日間」を短縮し「発症翌日から5日間経過し、かつ症状軽快後1日程度が経過するまで」に変更します
	濃厚接触者の特定や外出自粛	濃厚接触者としての特定や外出自粛の要請はなくなります
5月8日以降も継続されるもの	いわて健康フォローアップセンター(有症状者の相談、受診先の紹介)	5月8日以降も24時間相談窓口を開設します(☎0570-089-005)
	・コロナ治療薬の公費負担 ・入院医療費の公費負担(一部自己負担) ・高齢者等宿泊療養施設利用に係る公費負担(一部自己負担)	詳しくは、医療機関や薬局などでご確認ください
	高齢者施設などの従事者の集中検査	感染状況に応じて、重症化リスクの高い高齢者施設などの従事者を対象に実施します
5月7日でも対応終了となるもの	ワクチン接種の公費負担(令和6年3月末まで)	詳しくは、岩手県新型コロナワクチン専門相談センター[☎0120-89-5670(午前8時～午後8時)]へお問い合わせください
	・いわて陽性者登録センター ・高齢者などの自宅療養者の健康観察など	5月8日以降は陽性者の登録や自宅療養の要請がなくなります